

消費税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 消費税法第30条における課税仕入れ等に係る消費税額の控除（仕入税額控除）に関して、次の(1)から(3)までの各問に答えなさい。

- (1) 事業者が仕入税額控除を受けるためには、その課税仕入れ等に関する諸事項が記載された帳簿及び請求書等を保存することが要件とされている。その保存することが要件とされている請求書等のうち、事業者に対し課税資産の譲渡等（消費税法第7条に定める輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。）を行う他の事業者が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する書類である場合の記載事項について述べなさい。
- ② 解答に当たって、消費税法施行令に規定する部分についても触れること。

問2 次の(1)から(3)までの各問に答えなさい。なお、解答に当たっては、適宜算式等を用いることとして差し支えない。

- (2) 課税事業者であるBは、紅茶とティーカップを仕入れ、パッケージングしてセット商品として税抜価額10,000円で販売しようと考えている。また、これらの仕入価格は、紅茶が5,480円（税込み）、ティーカップが2,480円（税込み）となっている。
- このセット商品の販売に係る消費税の適用税率について、消費税法上の適用関係を述べなさい。
- ② 解答に当たっては、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する「飲食料品」の意義、消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）附則第2条第1号に規定する「一体資産」の意義についても触れること。

〔第二問〕

問1

【資料】

- (1) 甲社は、部品製造販売部門として国内工場とタイ王国にある自社工場（以下「タイ工場」という。）において、製造用機械の部品を製造し事業者へ販売している。また、自動車修理部門として国内修理工場において車両の整備及び修理を行っている。この国内修理工場では、顧客より依頼を受けて預かった自動車を、身体障害者用として特殊な性状、構造又は機能を有する自動車（以下「身体障害者用自動車」という。）へ改造（消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理に該当する。）を行っており、あわせて自ら自動車を仕入れて改造を行った身体障害者用自動車を販売している。

なお、この身体障害者用自動車へ改造するための部品は、すべて国内の部品メーカーから購入しており、自社の国内工場及びタイ工場においては製造していない。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕問1

問1 消費税法第30条第1項《仕入税額控除》では、次のとおり規定している。

【設問2】

この規定が適用されるための要件としては、同条第7項において「帳簿及び請求書等（一定の場合には、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ等の税額については、適用しない。」こととされている。

これらの規定の適用に関しては、今般の軽減税率に伴う複数税率の導入により、消費税の税額計算を確実に行うためには、重要な事項とされている。これを踏まえて、次の事項について述べなさい。

- ① 保存すべき帳簿の記載事項
- ② 保存すべき請求書等の記載事項
- ③ 帳簿の保存のみで仕入税額控除の規定の適用がある場合
- ④ 帳簿及び請求書等のいずれの保存がなくても仕入税額控除の規定の適用がある場合
- ⑤ 帳簿及び請求書等の保存期間

●直前対策補助問題 第1回〔第一問〕問1

問1 次の各問に答えなさい。

- (1) 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この引上げと同時に消費税の軽減税率制度が導入された。
- 本制度において軽減税率が適用される取引について簡潔に述べなさい。
- (2) 消費税の軽減税率制度に関する以下の文章について、正誤及びその理由を述べなさい。
- ② 個人事業者乙は、仕入価格450円（税込み）の紅茶と仕入価格200円（税込み）のティーカップ（セット販売の為にのみ仕入れたもので、ティーカップ単体での販売は行っていない。）を贈答用のセット商品として1,000円（税抜き）で販売し、売上げについて軽減税率を適用している。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕問1

2 甲社の事業概況

甲社は、自転車A（以下「A製品」という。）の製造販売、車いすB（以下「B商品」という。）の輸入販売、車いすC（以下「C製品」という。）の製造販売及びA製品、B商品及びC製品（以下「製品等」という。）のアフターサービスなどの事業を営んでいる。B商品及びC製品は、いずれも消費税法施行令第14条の4第1項に規定する物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの（身体障害者用物品）に該当し、B商品については、消費税法第6条第2項《輸入取引の非課税》及び消費税法別表第二に掲げる貨物に該当する。

甲社は、国内に所在する工場でA製品及びC製品の製造を行っており、製品等の販売業務及びその他の業務は、すべて本社で行っている。

ズバリ的中!

問2 株式会社X（以下「X社」という。）は、電気工事業を営んでいる法人であり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの課税期間（以下「当課税期間」という。）における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

これに基づき、Ⅰ. 当課税期間の納税義務を判定した上で、Ⅱ. 当課税期間の確定申告により納付すべき消費税額の計算における、消費税法第37条第1項に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（以下「簡易課税制度」という。）の適用の有無を判定しなさい。

ただし、納税義務の有無の判定に当たって判定方法が2つ以上ある場合には、それぞれの判定結果を示し、納税義務の有無の判定に当たって選択可能な事項については、その納税義務が免除されるように選択して判定を行うものとする。

また、Ⅲ. 当課税期間中に行った課税資産の譲渡等について、消費税法施行令第57条第5項第1号から第6号の各号に掲げる第一種事業から第六種事業の事業区分ごとの金額を求めなさい。

なお、事業区分ごとの金額は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ金額を記載することとし、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

- (1) 会計帳簿における経理については、すべて消費税等を含んだ金額により経理（以下「税込経理」という。）している。
- (2) 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものとする。
- (3) X社は、令和元年10月末に当課税期間を適用開始課税期間とする「消費税簡易課税制度選択届出書」（消費税法第37条第1項に規定する届出書）を提出している。また、これまでに「消費税課税事業者選択届出書」（消費税法第9条第4項に規定する届出書）を提出したことはない。
- (4) X社は、これまで消費税法第2条第1項第16号に規定する調整対象固定資産や、消費税法第12条の4に規定する高額特定資産を取得したことはない。

【資料】

イ X社は、平成31年1月1日に代表者である個人事業者Sが営んでいた電気工事業を、法人成りして資本金8,000,000円で設立された法人であり、毎年4月1日から3月31日までを事業年度としている。

ロ X社は、令和元年9月1日に、同業で電気工事業を営む傍ら通信機器販売及び据付工事と防犯カメラの販売も行うY株式会社（以下「Y社」という。）を吸収合併し、資本金が10,000,000円となっている。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

問2

株式会社甲（以下「甲社」という。）は、代表取締役であるA氏が設立した自動車鍍金塗装業を主たる事業とする法人である。以下の資料に基づき、甲社における設立事業年度（平成31年1月11日から平成31年3月31日まで）から当事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）までの各課税期間における納税義務の有無を判定しなさい。

ただし、解答に当たって判定方法が2以上ある場合には、それぞれの判定結果を示し、納税義務の有無の判定に当たって選択可能な事項については、その納税義務が免除されるように選択をして判定を行うものとする。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

1. 甲社は、会計帳簿における経理については、すべて消費税及び地方消費税を含んだ金額により経理している。
2. 取引は、すべて国内において行われたものである。
3. 甲社は、平成31年1月11日に設立され、これまで「消費税課税事業者選択届出書」（消費税法第9条第4項に規定する届出書）を提出したことはない。
4. 甲社は、当課税期間までの各課税期間において、消費税法第2条第1項第16号に規定する調整対象固定資産や、消費税法第12条の4に規定する高額特定資産を取得したことはない。
5. 株主構成は次のとおりであり、設立時より変更はないが、消費税法第12条の3第1項に規定する特定新規設立法人には該当しない。

(株主)	(持株割合)
A氏	100%

【資料】

- (1) 資本金は設立時10,000,000円であったが、平成31年3月16日に減資を行い8,000,000円となっている。また、前事業年度から自動車修理業を開始しているが、令和1年10月1日に、中古自動車販売業を営んでいた乙株式会社（以下「乙社」という。）を吸収合併し、資本金の額を再び10,000,000円に増額している。

●直前予想答練〔第二問〕

問2

文房具製造販売業を営んでいる乙株式会社（以下「乙社」という。）は、丙株式会社（以下「丙社」という。）と当課税期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の令和2年8月1日に合併しており、これに関する資料は次のとおりである。

なお、乙社及び丙社について、設立以来消費税法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けたことはなく、消費税課税事業者選択届出書（消費税法第9条第4項に規定する届出書）を提出したことはない。

この場合において、乙社の当課税期間について、各設問に答えなさい。なお、災害等のやむを得ない事情は生じていないものとし、資料以外のことについては、特に考慮する必要はない。

【設問1】 納税義務の有無の判定をしなさい。

【設問2】 簡易課税制度の適用の有無の判定をしなさい。

ズバリ的中!